

第三級総合無線通信士「法規」試験問題

20問 1時間30分

A－1 次の記述は、無線局の免許の申請の審査について、電波法（第7条）の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の番号から選べ。

総務大臣は、無線局（放送をする無線局（電気通信業務を行うことを目的とするものを除く。）を除く。以下同じ。）の免許の申請書を受理したときは、遅滞なくその申請が次の各号のいずれにも適合しているかどうかを審査しなければならない。

- ① □Aが第3章に定める技術基準に適合すること。
- ② □Bが可能であること。
- ③ ①及び②に掲げるもののほか、総務省令で定める無線局の開設の根本的基準に合致すること。

A	B
1 工事設計	電波の型式、周波数及び空中線電力の指定
2 工事設計	周波数の割当て
3 無線設備の条件	電波の型式、周波数及び空中線電力の指定
4 無線設備の条件	周波数の割当て

A－2 無線設備の変更の工事の許可を受けた免許人は、総務省令で定める場合を除き、許可に係る無線設備を運用するためにはどうしなければならないか、電波法（第18条）の規定に照らし正しいものを下の番号から選べ。

- 1 その変更の工事をした後、免許状の訂正を受けなければならない。
- 2 その変更の工事をした後、当該無線設備により電波を発射し、その電波の質が電波法第3章に定める技術基準に適合していることを確認しなければならない。
- 3 その変更の工事の結果を記載した文書を総務大臣に提出し、運用開始の許可を受けなければならない。
- 4 その変更の工事をした後、遅滞なくその旨を総務大臣に届け出なければならない。
- 5 総務大臣の検査を受け、その工事の結果が許可の内容に適合していると認められなければならない。

A－3 次の記述は、周波数安定のための条件について、無線設備規則（第15条）の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の番号から選べ。

- ① 周波数をその許容偏差内に維持するため、送信装置は、できる限り □Aの変化によって発振周波数に影響を与えないものでなければならない。
- ② 周波数をその許容偏差内に維持するため、発振回路の方式は、できる限り □Bの変化によって影響を受けないものでなければならない。
- ③ 移動局（移動するアマチュア局を含む。）の送信装置は、實際上起こり得る □Cによっても周波数をその許容偏差内に維持するものでなければならない。

A	B	C
1 電源電圧又は負荷	外囲の温度若しくは湿度	動作環境の変化
2 電源電圧又は負荷	外囲の温度若しくは湿度	振動又は衝撃
3 外囲の温度若しくは湿度	電源電圧又は負荷	振動又は衝撃
4 外囲の温度若しくは湿度	電源電圧又は負荷	動作環境の変化

A－4 次の記述は、船舶局無線従事者証明について、電波法（第48条の2）の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の番号から選べ。ただし、□内の同じ記号は、同じ字句とする。

- ① 法第39条（無線設備の操作）第1項本文の総務省令で定める義務船舶局等（義務船舶局及び義務船舶局のある船舶に開設する総務省令で定める船舶地球局をいう。以下同じ。）の無線設備の □A□ を行おうとする者は、総務大臣に申請して、船舶局無線従事者証明を受けることができる。
- ② 総務大臣は、船舶局無線従事者証明を申請した者が、総務省令で定める □B□ を有し、かつ、次の各号の一に該当するときは、船舶局無線従事者証明を行わなければならない。
- (1) 総務大臣が当該申請者に対して行う義務船舶局等の無線設備の □A□ に関する訓練の課程を修了したとき。
- (2) 総務大臣が(1)の訓練の課程と同等の内容を有するものであると認定した訓練の課程を修了しており、その修了した日から □C□ を経過していないとき。

A	B	C
1 操作	無線従事者の資格	1年
2 操作	無線通信業務の経歴	5年
3 操作又はその監督	無線従事者の資格	5年
4 操作又はその監督	無線通信業務の経歴	1年

A－5 次の記述は、第三級総合無線通信士の資格を有する者が行うことができる無線設備の操作（アマチュア無線局の無線設備の操作を除く。）について、電波法施行令（第3条）の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の番号から選べ。ただし、□内の同じ記号は、同じ字句とする。

- ① 漁船（専ら水産動植物の採捕に従事する漁船以外の漁船で国際航海に従事する総トン数300トン以上のものを除く。）に施設する空中線電力 □A□ ワット以下の無線設備（無線電話及びレーダーを除く。）の操作（国際電気通信業務の通信のための通信操作及び多重無線設備の技術操作を除く。）
- ② ①に掲げる操作以外の操作で次に掲げるもの（国際通信のための通信操作及び多重無線設備の技術操作を除く。）
- (1) 船舶に施設する空中線電力 □A□ ワット以下の無線設備（船舶地球局及び航空局の無線設備並びにレーダーを除く。）の操作（モールス符号による通信操作を除く。）
- (2) 陸上に開設する無線局の空中線電力 □B□ ワット以下の無線設備（レーダーを除く。）の操作で次に掲げるもの
- イ 海岸局の無線設備の操作（漁業用の □C□ のモールス符号による通信操作を除く。）
- ロ 海岸局、海岸地球局、航空局、航空地球局、航空機のための無線航行局及び放送局以外の無線局の無線設備の操作
- (3) レーダーの外部の転換装置で □D□ に影響を及ぼさないものの技術操作

A	B	C	D
1 500	250	海岸局以外の海岸局	分解能
2 500	125	海岸局	電波の質
3 250	250	海岸局	分解能
4 250	125	海岸局以外の海岸局	電波の質

A－6 次の記述は、混信等の防止について、電波法（第56条）の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の番号から選べ。

無線局は、□A□ 又は電波天文業務（宇宙から発する電波の受信を基礎とする天文学のための当該電波の受信の業務をいう。）の用に供する受信設備その他の総務省令で定める受信設備（無線局のものを除く。）で総務大臣が指定するものにその運用を阻害するような混信その他の妨害を与えないように運用しなければならない。ただし、□B□ については、この限りでない。

A	B
1 気象業務	遭難通信、緊急通信、安全通信及び非常通信
2 気象業務	遭難通信
3 他の無線局	遭難通信
4 他の無線局	遭難通信、緊急通信、安全通信及び非常通信

A-7 次の無線局の運用に関する記述のうち、電波法（第52条、第53条、第54条及び第57条）の規定に照らし誤っているものを下の番号から選べ。

- 1 無線局は、無線設備の機器の試験又は調整を行うために運用する場合には、なるべく擬似空中線回路を使用しなければならない。
- 2 無線局を運用する場合においては、無線設備の設置場所、識別信号、電波の型式及び周波数は、免許状に記載されたところによらなければならない。ただし、遭難通信については、この限りでない。
- 3 無線局を運用する場合においては、空中線電力は、免許状に記載されたところによらなければならない。ただし、遭難通信、緊急通信、安全通信及び非常通信については、この限りでない。
- 4 無線局は、免許状に記載された目的又は通信の相手方若しくは通信事項（放送をする無線局（電気通信業務を行うことを目的とするものを除く。）については放送事項）の範囲を超えて運用してはならない。ただし、遭難通信、緊急通信、安全通信、非常通信、放送の受信その他総務省令で定める通信については、この限りでない。

A-8 次の記述は、海上移動業務の無線電話通信における送信の終了、受信証及び通信の終了について、無線局運用規則（第36条から第38条まで）の規定に沿って述べたものである。□□□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の番号から選べ。

- ① 通報の送信を終了し、他に送信すべき通報がないことを通知しようとするときは、送信した通報に続いて次に掲げる事項を順次送信するものとする。
 - (1) こちらは、そちらに送信するものではありません
 - (2) **A**
- ② 通報を確実に受信したときは、次に掲げる事項を順次送信するものとする。
 - (1) 相手局の呼出名称 1回
 - (2) こちらは 1回
 - (3) 自局の呼出名称 1回
 - (4) **B** 1回
 - (5) 最後に受信した通報の番号 1回
- ③ 国内通信を行う場合においては、②の(5)に掲げる事項の送信に代えて受信した通報の通数を示す数字1回を送信することができる。
- ④ 通信が終了したときは、「**C**」を送信するものとする。

A	B	C
1 どうぞ	「了解」又は「OK」	さようなら
2 どうぞ	受信完了	通信終了
3 受信しましたか	「了解」又は「OK」	通信終了
4 受信しましたか	受信完了	さようなら

A-9 次の記述は、海上移動業務における遭難呼出し及び遭難通報の送信について、無線局運用規則（第76条及び第77条）の規定に沿って述べたものである。□□□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の番号から選べ。ただし、□□□内の同じ記号は、同じ字句とする。

- ① 遭難呼出しは、無線電話により、次の各号の区別に従い、それぞれに掲げる事項を順次送信して行うものとする。
 - (1) **A**（又は「遭難」） 3回
 - (2) こちらは 1回
 - (3) 遭難している船舶の船舶局（「遭難船舶局」という。）の呼出符号又は呼出名称 3回
- ② 遭難呼出しは、特定の無線局に **B**。
- ③ 遭難呼出しを行った無線局は、できる限り速やかにその遭難呼出しに続いて、遭難通報を送信しなければならない。
- ④ 遭難通報は、無線電話により次の事項を順次送信して行うものとする。
 - (1) 「**A**」又は「遭難」
 - (2) 遭難した船舶又は航空機の名称又は識別
 - (3) 遭難した船舶又は航空機の位置、遭難の種類及び状況並びに必要とする救助の種類その他救助のため必要な事項
- ⑤ ④の(3)の位置は、原則として経度及び緯度をもって表すものとする。ただし、著名な地理上の地点からの真方位及び **C** で示す距離によって表すことができる。

A	B	C
1 メーデー	あてるものとする	キロメートル
2 メーデー	あててはならない	海里
3 パン パン	あてるものとする	海里
4 パン パン	あててはならない	キロメートル

A-10 次の船舶局の遭難自動通報設備の機能試験に関する記述のうち、無線局運用規則（第8条の2）の規定に照らし正しいものを下の番号から選べ。

- 1 その船舶の航行中毎日1回以上、電波を発射させることなく、その無線設備の機能を確認しておくなければならない。
- 2 その船舶の航行中1週間に1回以上、擬似空中線回路を用いて、その無線設備の機能を確認しておくなければならない。
- 3 その船舶の航行中毎月1回以上、その無線設備の試験機能を用いて、その機能を確認しておくなければならない。
- 4 1年以内の期間ごとに、別に告示する方法により、その無線設備の機能を確認しておくなければならない。

A-11 次の記述は、27, 524kHz及び156.8MHzの周波数の電波の使用制限について、無線局運用規則（第58条）の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の番号から選べ。

- 27, 524kHz及び156.8MHzの周波数の電波の使用は、次に掲げる場合に限る。
- (1) 遭難通信、緊急通信（医事通報に係るものにあつては、156.8MHzの周波数の電波については、緊急呼出しに限る。）又は安全呼出し（27, 524kHzの周波数の電波については、安全通信）を行う場合
 - (2) **A** を行う場合
 - (3) 準備信号（応答又は通報の送信の準備に必要な略符号であつて、呼出事項又は応答事項に引き続いて送信されるものをいう。）を送信する場合
 - (4) 27, 524kHzの周波数の電波については、**B** に関し急を要する通信その他船舶の航行の安全に関し急を要する通信（(1)に掲げる通信を除く。）を行う場合
 - (5) 156.8MHzの周波数の電波の使用は、できる限り短時間とし、かつ、**C** 以上にわたってはならない。ただし、遭難通信を行う場合は、この限りでない。

A	B	C
1 船位通報に関する通信	海上保安業務	2分
2 船位通報に関する通信	人の生命又は財産の保全	1分
3 呼出し又は応答	海上保安業務	1分
4 呼出し又は応答	人の生命又は財産の保全	2分

A-12 次の記述は、緊急通信を受信した場合の措置について、電波法(第67条)及び無線局運用規則(第93条)の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の番号から選べ。

- ① 海岸局、海岸地球局、船舶局及び船舶地球局は、緊急信号又は電波法第52条（目的外使用の禁止等）第2号の総務省令で定める方法により行われる無線通信を受信したときは、**A** を除き、その通信が自局に関係のないことを確認するまでの間（総務省令で定める場合には、少なくとも3分間）継続してその緊急通信を受信しなければならない。
- ② ①の総務省令で定める場合は、モールス無線電信又は無線電話による緊急信号を受信した場合とする。
- ③ モールス無線電信又は無線電話による緊急信号を受信した海岸局、船舶局又は船舶地球局は、緊急通信が行われないか又は緊急通信が終了したことを確かめた上でなければ再び通信を開始してはならない。
- ④ ③の緊急通信が自局に対して行われるものでないときは、海岸局、船舶局又は船舶地球局は、③の規定にかかわらず**B** により通信を行うことができる。
- ⑤ 海岸局、海岸地球局又は船舶局若しくは船舶地球局は、自局に関係のある緊急通報を受信したときは、直ちにその海岸局又は船舶の**C** に通報する等必要な措置をしなければならない。

A	B	C
1 遭難通信を行う場合	緊急通信に使用している周波数以外の周波数の電波	責任者
2 遭難通信を行う場合	緊急通信に混信を与えるおそれのない周波数の電波	当直責任者
3 現に通信中の場合	緊急通信に使用している周波数以外の周波数の電波	当直責任者
4 現に通信中の場合	緊急通信に混信を与えるおそれのない周波数の電波	責任者

A－13 次の記述は、定期検査について、電波法（第73条）の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の番号から選べ。

- ① 総務大臣は、総務省令で定める時期ごとに、あらかじめ通知する期日に、その職員を無線局（総務省令で定めるものを除く。）に派遣し、その無線設備、無線従事者の資格（主任無線従事者の要件、船舶局無線従事者証明及び遭難通信責任者の要件に係るものを含む。）及び員数並びに □ A □（以下「無線設備等」という。）を検査させる。ただし、当該無線局の発射する電波の質又は空中線電力に係る無線設備の事項以外の事項の検査を行う必要がないと認める無線局については、その無線局に電波の発射を命じて、その発射する電波の質又は空中線電力の検査を行う。
- ② ①の検査は、当該無線局についてその検査を①の総務省令で定める時期に行う必要がないと認める場合及び当該無線局のある船舶又は航空機が当該時期に外国地間を航行中の場合においては、①の規定にかかわらず、□ B □ ことができる。
- ③ ①の検査は、当該無線局の免許人から、①の規定により総務大臣が通知した期日の1箇月前までに、当該無線局の無線設備等について、第24条の2第1項又は第24条の9第1項の認定を受けた者（「認定点検事業者」又は「認定外国点検事業者」のことをいう。）が総務省令で定めるところにより行った当該認定に係る点検の結果を記載した書類の提出があったときは、①の規定にかかわらず、その □ C □ を省略することができる。

A	B	C
1 計器及び予備品	その時期を延期し、又は省略する	全部
2 計器及び予備品	省略する	一部
3 時計及び書類	その時期を延期し、又は省略する	一部
4 時計及び書類	省略する	全部

A－14 次の記述は、遭難の呼出し及び通報に関する国際電気通信連合憲章（第46条）の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句を下の番号から選べ。

無線通信の局は、遭難の呼出し及び通報を、□において受信し、同様にこの通報に応答し、及び直ちに必要な措置をとる義務を負う。

- 1 緊急通信に次ぐ優先順位
2 自局の運用に支障のない範囲
3 いずれから発せられたかを問わず、絶対的優先順位
4 通信中の場合を除き、できる限り可能な範囲

A－15 次の記述は、無線検査簿について、電波法施行規則（第39条）の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の番号から選べ。

免許人は、検査の結果について総務大臣又は総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。以下同じ。）から □ A □ を受け相当な措置をしたときは、その措置の内容を □ B □ 又は検査の結果に関する事項について総務大臣又は総合通信局長から通知を受けた文書（無線局検査結果通知書）の記載欄に記載するとともに総務大臣又は総合通信局長に報告しなければならない。

A	B
1 指示	無線検査簿
2 指示	無線業務日誌
3 臨時に電波の発射の停止命令	無線検査簿
4 臨時に電波の発射の停止命令	無線業務日誌

B－1 次に掲げるもののうち、電波法第8条（予備免許）の規定により、無線局の予備免許において指定される事項に該当するものを1、該当しないものを2として解答せよ。

- ア 免許の有効期間
イ 電波の型式及び周波数
ウ 識別信号
エ 空中線電力
オ 運用義務時間

B-2 次に掲げるもののうち、電波法（第79条）の規定により、船舶局に選任された無線従事者が電波法若しくは電波法に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反したときに受けることがある処分として正しいものを1、誤っているものを2として解答せよ。

- ア 無線従事者の免許の取消し
- イ 3箇月以内の期間を定めた無線従事者の業務に従事することの停止
- ウ 6箇月以内の期間を定めた当該船舶局の運用の停止
- エ 期間を定めた無線従事者の操作の範囲の制限
- オ 期間を定めた当該船舶局の運用許容時間、周波数又は空中線電力の制限

B-3 次の無線局の運用に関する記述のうち、無線局運用規則（第16条、第18条、第24条、第30条、第31条、第68条及び別表第4号）の規定に照らし正しいものを1、誤っているものを2として解答せよ。

- ア 無線電話通信における通報の送信は、語辞を区切り、かつ、明りょうに発音して行わなければならない。
- イ 船舶局は、長時間継続して通報を送信するときは、10分ごとを標準として相手局の識別信号を送信しなければならない。
- ウ 呼出し又は応答に際して相手局に送信すべき通報の有無を知らせる必要があるときは、呼出事項又は応答事項の次に、モース無線通信においては「QTC」又は「QRU」を、無線電話通信においては「通報が・・・（何通）あります」又は「通報はありません」を送信するものとする。
- エ 海岸局は、呼出符号が不明な船舶局を呼び出す必要があるときは、呼出符号の代わりにその船名を送信することができる。
- オ 無線電話通信において、通報の送信中に誤って送信したことを知ったときは、「再送信」の略語を前置して通報の最初から送信しなければならない。

B-4 次の記述は、遭難通信の定義及び遭難通信を受信したときの措置について、電波法（第52条及び第66条）の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句を下の番号から選べ。

- ① 遭難通信とは、船舶又は航空機が □ア□ に遭難信号を前置する方法その他総務省令で定める方法により行われる無線通信をいう。
- ② 海岸局、海岸地球局、船舶局及び船舶地球局は、遭難通信を受信したときは、 □イ□ 、直ちにこれに応答し、かつ、遭難している船舶又は航空機を救助するため最も便宜な位置にある □ウ□ する等総務省令で定めるところにより □エ□ に関し最善の措置をとらなければならない。
- ③ 無線局は、遭難信号又は電波法第52条第1号（遭難通信の定義の規定をいう。）の総務省令で定める方法により行われる無線通信を受信したときは、遭難通信を妨害するおそれのある □オ□ を直ちに中止しなければならない。

- | | | |
|--|-------------------|-------------|
| 1 無線機器の試験又は調整 | 2 重大かつ急迫の危険に陥った場合 | 3 無線局に対して通報 |
| 4 捜索救助機関に対して救助を要請 | 5 他の一切の無線通信に優先して | 6 救助の通信 |
| 7 現に通信中の場合を除いて | 8 人の生命及び財産の保全 | 9 電波の発射 |
| 10 重大かつ急迫の危険に陥るおそれがある場合その他緊急の事態が発生した場合 | | |

B-5 次に掲げる書類のうち、電波法施行規則（第38条）の規定により、国際航海に従事しない船舶の義務船舶局であって、国際通信を行わないものに備え付けておかなければならない書類を1、備付けを要しない書類を2として解答せよ。

- ア 電波法及びこれに基づく命令の集録
- イ 海岸局の局名録
- ウ 無線測位局及び特別業務の局の局名録
- エ 海上移動業務において使用されるアルファベット順又は番号順の局の呼出符号又は識別信号の表
- オ 海上移動業務及び海上移動衛星業務で使用する便覧